

令和4年10月11日  
(令和5年3月13日一部改正)

内部部局  
施設等機関  
特別の機関       の長 殿  
地方支分部局  
外局

国土交通事務次官

### 基本的対処方針の変更等に伴う職員の勤務のあり方について

今般、現下の感染状況を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る等の観点から、令和4年9月8日に「With コロナに向けた政策の考え方」がとりまとめられるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

また、令和4年10月11日より「全国旅行支援」や水際対策の緩和が実施される等、社会経済活動の正常化に向けた動きが進んでいます。

つきましては、以上を踏まえ、下記の取組を進めて頂くようお願いいたします。

### 記

- (1) 職場への出勤については、人との接触機会を低減させる観点も踏まえ、必要な行政機能を維持することを前提として、テレワークや時差出勤を活用する。
- (2) 各種会議や打ち合わせは、WEB 会議システム等の活用を検討しつつ、対面で行う必要があるものは基本的な感染防止対策を徹底した上で実施する。
- (3) 幹部への説明は、WEB 会議システム等を積極的に活用しつつ、対面で行う必要があるものは基本的な感染防止対策を徹底した上で実施する。
- (4) 執務室・会議室においては、換気を徹底する、一定の間隔を確保するよう座席の配置を工夫する等、いわゆる「3密」の回避のための措置を複層的に講じる。
- (5) 懇親会を含め、会食に際しては、座席の間隔の確保など、感染防止対策に十分留意した上で実施する。都道府県から飲食店等の利用者に対し要請が行われる場合には、当該要請にしたがって対応する。
- (6) 都道府県をまたぐ移動に際しては、基本的な感染防止対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える。
- (7) 上記のほか、職場における感染拡大防止については、別添の職場における感染防止対策、人事院及び内閣人事局の関連通知等を踏まえた取組を徹底する。

以上

## 職場における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について

### 1. 感染拡大防止の基本

- ◇人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空けることを意識すること。
- ◇会話をする際は、可能な限り真正面を避けること。
- ◇咳エチケットを心掛けること。
- ◇手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと。（手指消毒薬の使用も可）
- ◇電車等の公共交通機関やエレベーター内では、会話は控えめにすること。
- ◇家庭内においても室内の定期的な換気やこまめな手洗い等、家族間での感染防止に留意すること。

### 2. 職場の執務室等における感染拡大防止対策

- ◇執務室・会議室では、定期的に換気をする。（窓が開く場合には1時間に2回程度）
- ◇職員が共用する物品・機器等（例：電話、コピー、テーブル等）は、こまめに消毒、又は使用前後に手指消毒を行うこと。また、冷蔵庫内の共用飲料等は使用しないこと。
- ◇打合せを行うにあたっては十分な間隔を確保する、一定の間隔を確保した座席配置などの工夫をすること。
- ◇休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”での対策・呼びかけに取り組むこと。
- ◇食事の時間を分散し、できるだけ離れて食事をする。
- ◇昼休み等の歯磨きは時間をずらし三密を避ける、廊下や給湯室での歯磨きはしないこと。

### 3. 職員の健康状態の把握

- ◇毎朝夜の検温をはじめ、体調の変化を把握することに努め、発熱、咳、頭痛、倦怠感等の風邪症状がある場合には、出勤しない・出勤させないことを徹底すること。
- ◇夜発熱があり、朝症状改善した場合でも、少なくとも当日は在宅するなど、健康観察をした上で、なお、体調が不安定な場合は、引き続き在宅する・させること。
- ◇所属職員の健康状態は個人任せでなく、組織としても把握に努めること。

### 4. 感染疑いの職員が判明した場合（PCR検査等の受検時）の対応

- ◇発熱等の症状があり、医療機関を受診しPCR検査等を受検することとなった職員が判明した場合には、当該職員の発症日から5日前以降の出勤状況、行動歴等を確認し、発症日の2日前以降に当該職員と濃厚接触の疑いのある職員については、可能な限り検査結果が判明するまでは在宅勤務等を指示すること。
- ◇PCR検査等を受検することとなった当該職員の業務スペースや共用物等について、予防的な消毒を実施すること。

### 5. 職員の感染が判明した場合の対応

- ◇感染が判明した職員には、医療機関等からの指示に従い、回復に至るまでの期間、特別休暇の取

- 得や在宅勤務（無症状の場合等）の指示、就業禁止の措置により出勤させないようにすること。
- ◇感染が判明した職員と同じ執務室で勤務する他の職員の体調を速やかに把握し、新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状（※）がある職員がいれば速やかに帰宅するよう指示すること。
  - ◇必要に応じて職場を管轄する保健所の指示に従うとともに保健所の調査に協力すること。
  - ◇令和4年9月22日付け国官福第403号「新型コロナウイルスの感染者等に係る報告について（変更）」に基づき、福利厚生課（厚生安全担当）に速やかに報告すること。

（※）新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状は、発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛などの風邪に近い症状のほか、下痢、嘔気・嘔吐、味覚障害、嗅覚障害など。

## 6. 濃厚接触者と特定された職員への対応

- ◇医療機関等から濃厚接触者として特定された職員に対し、医療機関等の指示に従い、健康状態に注意を払い、医療機関等から指示された期間（以下「隔離期間」という。）は、自宅待機（在宅勤務等）を指示すること（検査結果が陰性だった場合も同様）。
- ◇感染者との同居者は原則として濃厚接触者に該当する。また、感染者の隔離状況により自宅待機期間が変更される場合があるので、医療機関等の指示に従うこと。

（注）「濃厚接触者」の定義は、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所感染症疫学センター 令和3年11月29日版）」を参照

## 7. 感染者との接触があり濃厚接触の疑いのある職員と特定された職員への対応

- ◇職場で新規感染者が判明し、保健所による積極的疫学調査（濃厚接触者調査）が実施されない場合は、当該感染者の所属する部局において、感染者の発症日（無症状の場合は検体採取日）2日前以降の行動歴等を申告させるとともに、上司・同僚等から聞き取りを行い、部局内に周知するなどにより、職場において当該感染者と濃厚接触の疑いのある職員（別紙「濃厚接触の疑いのある職員」の目安を参考）を把握し、特定すること。

濃厚接触の疑いのある職員として特定した場合には、当該職員に対し、「6.」の医療機関等から指示された期間に準じて自宅待機（在宅勤務等）を指示すること（検査結果が陰性だった場合も同様）。

- ◇濃厚接触の疑いのある職員と特定された職員が、感染者との接触日以降、新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状がある場合には、直ちに、身近な医療機関や発熱相談センター等に相談するよう指示すること。

## 8. 濃厚接触者及び濃厚接触の疑いのある職員と特定された職員以外について

- ◇感染者と同一の執務室に勤務する職員等、感染者と比較的近距離で過ごしたと考えられる範囲の職員のうち、濃厚接触者及び濃厚接触疑いのある職員と特定された職員以外の職員については、朝夕2回の検温など健康観察を徹底するとともに、新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状を発症した場合には、速やかに、身近な医療機関や発熱相談センター等に相談するよう指示すること。

## 9. 新型コロナウイルス感染症に関する自費検査等について

- ◇新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状がある場合は、身近な医療機関や発熱相談センター等に相談するよう指導すること。
- ◇社会活動を行うため希望によりPCR等検査を受ける場合は、検査費用は原則、自己負担であること、検査機関によっては、検査を行いその結果を通知するのみで、医師の診断を伴わない機関もあること、検査結果が陰性であっても医師により感染していないと診断されない限りは、感染していないとはいえないことなど、自費検査を利用するに当たっての留意事項に十分注意すること。
- ◇医師による診断を伴わない検査（抗原検査キットを用いたセルフチェックを含む。）で結果が陽性の場合、自分で身近な医療機関や発熱相談センター等に相談する必要がある、相談の結果、医療機関で再度検査が必要になる場合がある。
- ◇検査結果は検査時点での感染状況に関するものであって、陰性であっても、感染早期のためウイルスが検知されない可能性やその後の感染の可能性があることから、感染者との接触があつて検査する場合は、検査する時期に注意すること。

## 10. 退院又は療養終了後（隔離解除後）の職場復帰

- ◇感染者の職場への実働出勤に関しては、保健所等による隔離解除後、体調に問題なければ職場復帰（出勤）可能とする。
- ◇令和4年9月22日付け国官福第403号「新型コロナウイルスの感染者等に係る報告について（変更）」に基づき、福利厚生課（厚生安全担当）に速やかに報告すること。

（参考）

- ・ マスク着用について（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

- ・ 新型コロナウイルス感染症についての「相談・受診の目安について」（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

- ・ 新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先（厚生労働省HP）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

### 「濃厚接触の疑いのある職員」の目安

「濃厚接触の疑いのある職員」とは、感染者が発病した2日前以降、最終出勤日までの間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者とする。

なお、感染者が無症状の場合には、検体採取日の2日前以降、最終出勤日までの間に接触した者とする。

新型コロナウイルス感染症の感染者と

○手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な予防策（マスク（不織布マスクを推奨。）等）なしで15分以上の接触があった者

（例）

- ・マスクを着用することなく、向き合って話をした。
- ・パーティションが設置されていない同じテーブルで食事をしながら話をした。
- ・手で触れるなどの直接の接触があった。

○同居（共通エリアをシェアする寄宿舍などを含む）の者

○長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

（例）

- ・長時間（目安として1時間以上）、換気の悪い室内または車内で一緒に過ごした。（飲み会、カラオケボックス、密室での打ち合わせ等）

○気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者

※積極的疫学調査における「濃厚接触者」の特定は、保健所が行う。濃厚接触者の定義は、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所感染症疫学センター 令和3年11月29日版）」を参照

※次のような場合は濃厚接触者には当たらないが、感染リスクがゼロではないため、体調を確認し、感染を疑う症状（※）がある場合には、自宅待機（在宅勤務等）及び身近な医療機関や発熱相談センター等に相談するよう指導すること。

○双方がマスクを着用していたが、近接して作業した場合

○双方がマスクを着用していても、1メートル以内で向かい合って1時間以上ディスカッションした場合

※新型コロナウイルス感染症への感染を疑う症状

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛などの風邪に近い症状のほか、下痢、嘔気・嘔吐、味覚障害、嗅覚障害など